

気象警報発令時の対応について

1. 特別警報について
午前7時の時点で、気象庁より板橋区を含む地域に**特別警報**（大雨、洪水、大雪、暴風等）が発令されている場合、1日休校とします。
2. 特別警報以外の警報について
以下の各時間帯で、気象庁より板橋区を含む地域に**警報**（大雨、洪水、大雪、暴風等）が発令されている場合、以下の通りとします。

確認する時刻	警報が発令	警報が解除
午前 7時 の時点	自宅待機	平常授業
午前 9時 の時点	自宅待機	3時間目より 授業を実施
午前 11時 の時点	1日休校	午後より 授業を実施

上記にかかわらず、気象庁より居住または通学途中の区域に特別警報または警報（大雨、洪水、大雪、暴風、等）が発令された場合、解除されるまで安全な場所（自宅等）に待機してください。この理由により登校できなかった場合は以下の通り手続きをしてください。手続き後、出席扱いとします。

- ① 保護者に生徒手帳の「連絡・証明欄」へ居住または通学区域に警報が出て登校できなかったことを記入してもらおう。
- ② 担任へ生徒手帳を提出する。

* 電話回線の都合上、「警報が出ているどうか」、「学校があるかどうか」等、電話で学校へ問い合わせることはしないでください。